## 第四章 労働保険適用徴収業務の重点施策

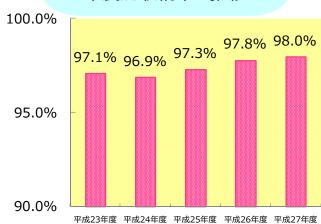
労働保険料は、不幸にして被災や失業した労働者への労災保険給付や失業等給付、社会復帰促進等事業、雇用保険二事業などの労働行政を推進するために使われています。

# 具体的取組

### ①労働保険料等の適正徴収等

- ●収納率の向上を最重要課題とし、前年度の収納率を上回るよう、 実効ある計画に基づく滞納整理、納付督励等の徴収業務を引き続き、積極的に取り組みます。
- ●パートタイム労働者等を多く雇用する業種や、雇用保険の加入 漏れが多いと見込まれる事業場に重点を置いた効果的な算定 基礎調査を実施します。
- ●事業主等や社会保険労務士に電子申請の利用を勧奨するとと もに、茨城労働局自らが行う労働保険料の申告等についても電 子申請により行います。

#### 年度別収納率の推移



## ②未手続事業一掃対策の推進

●労働保険の未手続事業場は、依然として中小零細事業を中心に認められていることから、働く人すべてが安心して働ける社会の実現と費用の公平負担の原則を守るために、これらの未手続事業の解消に向け積極的に取り組みます。さらに、度重なる勧奨にも応じない事業場に対しては、強力な手続指導及び職権による成立手続を行います。

#### 年度別新規成立事業場数の推移



#### 平成 29年度の雇用保険料率

負担者	① 労働者負担 (失業等給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担			(1)+(2)
事業の種類			失業等給付の 保険料率	雇用保険 二事業の保険料率	雇用保険料率
一般の事業	3/1000	6/1000	3/1000	3/1000	9/1000
(28年度)	4/1000	7/1000	4/1000	3/1000	11/1000
農林水産・ 清酒製造の事業	4/1000	7/1000	4/1000	3/1000	11/1000
(28年度)	5/1000	8/1000	5/1000	3/1000	13/1000
建設の事業	4/1000	8/1000	4/1000	4/1000	12/1000
(28年度)	5/1000	9/1000	5/1000	4/1000	14/1000

- ※枠内の下段は平成28年度の雇用保険料率です。
- ※園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

# ●労働保険の未手続事業場は、依然として中心

③労働保険料率の周知徹底

1/1,000 引き下がっております。

の周知を徹底します。

●平成29年4月1日現在の労働保険料率 について、あらゆる機会を活用し、事業主へ

なお、右の表とおり、今年度から雇用保険料 率は、労働者負担・事業主負担とも